

過誤申立について

国民健康保険団体連合会で審査決定された請求内容に誤りがあった場合、過誤申立を行うことで、請求を取り下げることができます。

「通常過誤」と「同月過誤」の2種類があり、事業所の判断でいずれかを選んでください。

注意事項

- ・国民健康保険団体連合会から送付される「請求明細書・給付管理表返戻（保留）一覧表」で、「返戻」か「保留」の場合は、過誤申立ができないため、国保連合会に再請求をしてください。
- ・国民健康保険団体連合会から市に、サービス利用実績のデータが届く時期が2か月後のため（例：1月利用分の実績が3月に届く）、請求月の翌月以降に申立書を提出してください。
- ・40～64歳の生活保護受給者（Hから始まる被保険者番号）については、生活支援課にお問い合わせください。
- ・保険者が新座市以外の被保険者については、各保険者にお問い合わせください。

通常過誤

誤った内容の請求を全額取り下げ、翌月の介護報酬の支払額から減額されます。

再請求を行う場合は、国民健康保険団体連合会から過誤決定通知書が送付された後に、正しい内容で請求してください。

<例>

サービス提供	請求 (事業所→国保連)	実績送付 (国保連→市)	過誤申立 (事業所→市)	過誤決定 (国保連→事業所)	再請求 (事業所→国保連)
1月	2月10日	3月5日	3月15日まで	4月末	5月10日

提出書類

介護給付費明細書取消（過誤）申立書

※ 複数名の申立を行う場合は、被保険者番号順で、対象者ごとにまとめて記入してください。

提出方法

窓口、郵送（FAX不可）

〒352-8623 新座市野火止一丁目1番1号
新座市介護保険課 調査給付係（本庁舎1階窓口）

提出期限

毎月15日**必着**（15日が土日祝日の場合は、前開庁日）

※ 16日以降に受理した書類は、翌月に処理します。

同月過誤

誤った内容の請求取下と再請求を同月に行います。多額の返還金が発生した場合等に、差額分のみの調整ができます。

介護給付費明細書取消（過誤）申立書を提出した翌月に、必ず再請求をしてください。

<例>

サービス 提供	請求 (事業所→国保連)	実績送付 (国保連→市)	過誤申立 (事業所→市)	再請求 (事業所→国保連)	過誤決定 (国保連→事業所)
1月	2月10日	3月5日	3月31日まで	4月10日	5月末

提出書類

1. 同月過誤処理依頼書

※ 所在地が埼玉県内の事業所は、埼玉県国民健康保険団体連合会にも1部提出してください。

【埼玉県国民健康保険団体連合会ホームページ】https://www.saikokuhoren.or.jp/pages/10_12_01.html

2. 介護給付費明細書取消（過誤）申立書

※ 複数申立の場合は、被保険者番号順で、対象者ごとにまとめて記入してください。

提出方法

窓口、郵送（FAX不可）

〒352-8623 新座市野火止一丁目1番1号
新座市介護保険課 調査給付係（本庁舎1階窓口）

提出期限

毎月末日**必着**（月末が土日祝日の場合は、前開庁日）

※ 1日以降に受理した書類は、翌月に処理します。